

令和3年度第4回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
4番	中村	隆一	11番	原	淳利
5番	橘川	直泰	12番	井上	宗士
6番	倉持	純子			

4 欠席委員

7番 露木 聖一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番 橘川 直泰 6番 倉持 純子

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

それでは時間になりましたので、第4回の総会を開催したいと思います。出席委員は11名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

先日16日と20日に中里と一色地区の人・農地プランの第1回目の話し合いがありました。そこにコーディネーターとして出席された方はご苦労様でした。この人・農地プランは誰が耕作するのか、あるいはその地区ごとに適合した農地プランを立てることが趣旨かと思っておりますので、これから二宮や山西地区もアンケートをお配りして、各農家の方に集まっていただき、話し合いをしていくと思います。その際は、地区ごとの特色を生かしたプランができるようにご協力をお願いいたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第4回総会の議事録署名委員につきましては、5番橘川委員、6番倉持委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項(1)朗読 一

それでは説明いたします。

このたび、令和3年7月2日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を令和3年7月7日付で発行しております。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項(2)朗読 一

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里2丁目のガスト二宮インター店の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅庭敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No.2 になります。場所は、山西の町立体育館の北東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No.3 になります。関係資料位置図の地図 2 をご覧ください。（関係資料位置図ですが、地図 2 と記載しておりますが、正しくは地図 1 になります。失礼いたしました。また次の No.4 についても正しくは地図 2 となります。）場所は、中里 2 丁目の先ほどご説明した No.1 の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

最後に No.4 になります。関係資料位置図の地図 2（1）をご覧ください。場所は、山西の先ほどご説明した No.2 の北側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

一 議案第 6 号朗読 一

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

橘川委員、お願いします。

【委員】

7 月 7 日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、一色インターの東側にある市街化調整区域の農地になります。今回の申請は、申請者が自己住宅建築のために農地転用をするものです。対象農地は適切に管理されており、周辺の状況から見ても転用は問題ないと思われれます。

委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

申請者は、現在伊勢原市にお住いで、自己住宅建築による農地転用申請になります。

関係資料につきましては、1 ページに許可申請書、2 ページに案内図、3 ページに公図の写し、4 ページに事業計画書、5 ページに土地利用計画図、6 ページに理由書を添付しております。

2 ページ、3 ページをご覧ください。当該農地の場所は甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しないため、立地基準については第2種農地に該当します。

5 ページの土地利用計画図をご覧ください。排水については、雨水・汚水ともに前面道路に排水する計画となっております。また、北側が道路、東側・西側・南側は申請者が所有する農地となっているため、付近の土地へ影響はないと思われます。

6 ページの理由書をご覧ください。農地転用の理由ですが、申請者が現在居住している賃貸住宅が手狭になったため住宅を建築することとしています。今年に入ってから申請者とその配偶者の間にお子様が生み、現在3人家族となっております。

市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっております。補足説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

分家住宅の建築が農地法第4条で申請されることは珍しく、第5条での申請が一般的であると思います。この方は相続で農地を取得した元農家の分家住宅なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

【事務局】

申請者は、農家として経営されていたご両親が亡くなられたため、ご兄弟とともに相続により農地を取得されました。申請者本人はお勤めをされております。

【委員】

分家住宅の建築には様々な制限がありますが、本家の農地面積が10a以上でなければならないという要件は満たしているのでしょうか。また、1ページ目の申請書の下から3行目に記載のある『都市計画法34条1号から10号』のどれに該当するのか、4ページ目の7番『32条同意協議』について教えてください。

【事務局】

都市計画法上の農地面積の要件についてですが、お見込みのとおり農地面積が10a未満だと許可できません。本件については、申請者が所有している農地は691㎡ですが、本家の経営農地面積は1,952㎡となっており、下限面積の要件を満たしていることを確認しております。

【議長】

他の質問についてはどうでしょうか。

【事務局】

ご質問いただいた申請書記載の要件詳細については、後日ご説明させていただければと思います。

【議長】

申請書に不備はないのでしょうか。

【事務局】

不備はありません。

【議長】

では1ページ目に記載のある『第34条第1号から第10号』の内容、4ページ目の事業計画書7番の内容について、後日説明いただくということによろしいでしょうか。また、審査には県の合同庁舎が入っていますので、農家分家ということで申請内容に不備はないと思われま。

【議長】

他に意見などはよろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「許可相当とする」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時15分閉会